

県 政 協 議 会

令和 6 年 5 月 2 1 日 (火)
午前 1 0 : 3 0

- 1 . P F I 手法による新県立体育館整備に係る事業費の見通し等について
- 2 . ツキノワグマによる被害防止対策について
- 3 . その他

P F I 手法による新県立体育館整備に係る事業費の見通し等について

令和 6 年 5 月 2 1 日
観光文化スポーツ部

1 事業費の見通しと県負担額

施設整備費は、物価上昇等の影響により昨年 1 2 月に基本計画で示した約 1 9 0 億円から増加し、2 0 0 億円程度となる見通しであるが、国の交付金等を充当し、実質的な県負担額を 1 0 0 億円程度に抑制することを目指す。

また、施設整備費に竣工後 1 5 年 8 か月分の維持管理・運営費等を加えた全体事業費は、2 6 0 億円程度と見込まれる。なお、現施設の解体は P F I の対象外であり、今後、その事業費を精査していく。

【全体事業費】

	現在の見通し
施設整備費	約 2 0 0 億円
維持管理・運営費等※	約 6 0 億円
合 計	約 2 6 0 億円
国交付金等 約 1 0 0 億円 社会資本整備総合交付金 デジタル田園都市国家構想交付金 公共施設等適正管理推進事業 ほか	

※利用料金収入控除後の維持管理・運営期間の県負担額

2 施設使用料（利用料金）の基本的な考え方

（1）アリーナ・体育館

現施設にない機能等が備わり、東北最高水準の施設となることから、それに見合う使用料を設定しつつ、県民のスポーツ利用等に過度な負担にならないよう配慮する。

（2）駐車場

マイカー利用を抑制し、交通渋滞を防止するため、興行時における主催者の貸切使用を想定した料金を設定する一方、通常時は、短時間利用を無料とし、施設利用者の利便性を確保する。

【施設使用料（上限額）】（1 2 時間貸切使用、照明・冷暖房費等除く）

使用例	現体育館 (大体育場)	新県立体育館	
		アリーナ	体育館
中・高スポーツ大会※	1 3 千円	現行の 2 倍以内	現行と 同程度
一般スポーツ大会※	2 7 千円		
Bリーグ興行 (照明・冷暖房費等含む)	6 6 1 千円 (大・小体育場)	2, 5 0 0 千円程度 (全館貸切・1 試合当たり)	

※全県大会等は減免の対象

【駐車料金（上限額）】

興行時	主催者が貸切使用（料金は調整中）	
通常時	最初の 3 時間まで	無 料
	3 時間を超える部分	1 0 0 円程度／時間

今後の主な
スケジュール

6
月
議
会

整備運営費補正予算
(債務負担行為設定)

7
月
上
旬

入札公告

12
月
上
旬

・審査会開催
・落札者決定

2
月
議
会

・新県立体育館条例
・P F I 事業契約
・指定管理者の指定



令和 7 年 4 月
契約締結・着手

ツキノワグマによる被害防止対策について

令和6年5月21日
生活環境部

国は、都道府県等による集中的かつ広域的な管理を支援するため、令和6年4月16日に鳥獣保護管理法施行規則を改正し、絶滅が危惧される四国の個体群を除くクマ類を、新たに指定管理鳥獣に追加した。

今年度は年度当初からツキノワグマの目撃件数が増えていることから、引き続き被害防止対策に取り組んでいく。

1 追加指定による効果

(1) 規制緩和

都道府県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業計画に基づいて行われる行為に対しては、鳥獣保護管理法で規定されている次の禁止事項が適用されないことから、より迅速な対応が可能となる。

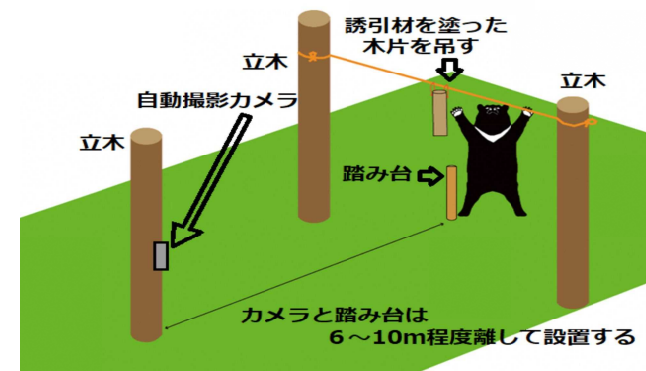
許可を得ずに行う鳥獣の捕獲等 / 捕獲等した鳥獣の放置 / 夜間の銃猟の実施

(2) 国による財政支援

他の指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）と同様に、都道府県において指定管理鳥獣捕獲等事業交付金が活用できる見込み。現時点で具体的な支援メニューは示されていないが、クマの個体数モニタリングや人の生活圏への出没防止のための環境整備、専門的人材の育成等の取組への支援等が見込まれている。

2 今年度の主な取組

- ・専門的知識を有する鳥獣管理職員の増員（1名⇒3名）
- ・北秋田地域振興局、仙北地域振興局への麻酔銃の配備
- ・ツキノワグマ冬眠穴等調査の実施
- ・カメラトラップ法によるクマの生息数調査の実施
- ・ツキノワグマ等情報マップシステムによる出没情報の提供
- ・その他、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した事業の展開 等



【カメラトラップ設置例】

(参考) クマ出没の状況

- 今年度は年度当初からツキノワグマの目撃件数が多いこと等を踏まえ、4月15日にツキノワグマ出没注意報を、18日に出没警報を発令したほか、被害対策に係る事業の早期着手に取り組んでいる。

4月における出没状況

(単位：件、人)

年 度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
目撃件数	1 0	1 7	2 3	1 9	2 7	7 0
人身被害者数	0	0	1	0	0	0

- 5月4日には鹿角市において溪流釣りをしていた男性1名が、18日には鹿角市において遭難者を捜索中の警察官2名と三種町において農作業中の男性1名がツキノワグマに襲われる人身事故が発生した。
こうしたことを踏まえ、18日に「クマによる人身被害緊急対策会議」を開催し次の事項について取組を強化していくことを確認した。
- ・入山禁止エリアの周知徹底等、県民への一層の注意喚起
 - ・隣県と連携した、入山禁止エリアやクマ人身被害状況等の情報発信
- 5月21日には、警察や市町村などの関係機関から構成される「秋田県ツキノワグマ被害緊急対策会議」を開催し、人身被害発生状況や発生時の対応、住民等への一層の注意喚起などについて情報共有・確認することになっている。